

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第62号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 児童福祉法施行細則(昭和31年岩手県規則第84号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1(第23条関係) 徴収額(本人又は扶養義務者) [略] 備考1～5 [略] 6 児童の属する世帯の階層区分がBの階層と認定された世帯であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、零をもってこの表に定める額とする。 (1) [略] (2) <u>母子及び寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる <u>父子家庭の世帯</u> (3)・(4) [略] 7～10 [略]	別表第1(第23条関係) 徴収額(本人又は扶養義務者) [略] 備考1～5 [略] 6 児童の属する世帯の階層区分がBの階層と認定された世帯であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、零をもってこの表に定める額とする。 (1) [略] (2) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号) <u>第6条第1項</u> に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、 <u>現に児童を扶養しているものの世帯</u> (3)・(4) [略] 7～10 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(訓練手当支給規則の一部改正)

第2条 訓練手当支給規則(昭和41年岩手県規則第76号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(支給対象者) 第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設が行う職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第1項の規定に基づく認定を受けた職業訓練(以下「求職者支援訓練」という。))及び職場適応訓練(以下「公共職業訓練等」と総称する。))を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するものに対して、支給する。 (1)～(8) [略] (9) <u>母子及び寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号)第6条	(支給対象者) 第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設が行う職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第1項の規定に基づく認定を受けた職業訓練(以下「求職者支援訓練」という。))及び職場適応訓練(以下「公共職業訓練等」と総称する。))を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するものに対して、支給する。 (1)～(8) [略] (9) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129

第1項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子若しくは別表に定める障害がある状態にある子又は同項第5号の精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を扶養しているもののうち当該事由に該当することとなった日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者（省令第1条の4第1項第7号イ(4)に該当するものに限る。）

(10)～(16) [略]

2～4 [略]

号) 第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子若しくは別表に定める障害がある状態にある子又は同項第5号の精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を扶養しているもののうち当該事由に該当することとなった日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者（省令第1条の4第1項第7号イ(4)に該当するものに限る。）

(10)～(16) [略]

2～4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第3条 社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則（平成5年岩手県規則第75号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区 分	種 別	社会福祉施設等		区 分	種 別	社会福祉施設等	
		社会福祉士	介護福祉士			社会福祉士	介護福祉士
[略]				[略]			
条例第2条	[略]			条例第2条	[略]		
第1号キ	<u>母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）</u>	県内の <u>母子福祉センター</u>		第1号キ	<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）</u>	県内の <u>母子・父子福祉センター</u>	
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第4条 住民基本台帳法施行細則（平成14年岩手県規則第85号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(条例別表第2の規則で定める事務)		(条例別表第2の規則で定める事務)	
第7条 [略]		第7条 [略]	
2～8 [略]		2～8 [略]	
9 条例別表第2第9号の規則で定める事務は、次のとおりとする。		9 条例別表第2第9号の規則で定める事務は、次のとおりとする。	
(1) <u>母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）</u> 第31条の支給（以下この項において「支給」という。）の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答		(1) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）</u> 第31条 <u>（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）</u> の支給（以下この項において「支給」という。）の請求の受理、その請求に係る事実についての審査	

(2) [略] 10～31 [略]	又はその請求に対する応答 (2) [略] 10～31 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。